職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第97号

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給等に関する規則(昭和50年岩手県規則第70号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後	
(趣旨)	(趣旨)	
第1条 この規則は 職員の退職手当に関する条例(昭和28年岩	第1条 この規則は 職員の退職手当に関する条例(昭和28年岩	

12条の2、第12条の3及び第14条の規定により、職員の退職手 当の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般の退職手当等の額の決定)

第3条 「略]

(共同研究等に従事する場合における退職手当の特例の適用 対象及び要件等)

- る職員とする。
 - (1) 科学技術に関する試験研究(以下「研究」という。)を (1) 科学技術に関する試験研究(以下「研究」という。)を 行う機関で知事が定めるものに勤務し、一般職の職員の給与 に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号)別表第4研究職 給料表の適用を受ける職員(その属する職務の級が1級であ る職員を除く。)
 - (2) 「略]

手県条例第40号。以下「条例」という。) 第7条、第10条、第 手県条例第40号。以下「条例」という。) 第5条の2、第6条 の4、第6条の5、第8条、第10条、第12条の2、第12条の3、 第14条及び附則第26項の規定により、職員の退職手当の支給等 に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般の退職手当等の額の決定)

第3条 「略]

(基礎在職期間)

- 第3条の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する規則で定 める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。
 - (1) 条例第7条の2第6項に規定する場合における条例第 7条第6項に規定する移行型一般地方独立行政法人の職員 としての在職期間
 - (2) 条例附則第23項に規定する場合における独立行政法人 国立青年の家の職員としての引き続いた在職期間
 - (3) 条例附則第24項に規定する場合における同項に規定す る国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間
 - (4) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年岩 手県条例第67号) 第18条第1項に規定する場合における同項 に規定する特定法人の職員としての引き続いた在職期間
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、在職期間については、国家 公務員の例による。

(共同研究等に従事する場合における退職手当の特例の適用 対象及び要件等)

- <u>第3条の2</u> 条例<u>第7条第4項</u>の規則で定める職員は、次に掲げ<u>第3条の3</u> 条例<u>第6条の4第1項</u>の規則で定める職員は、次に 掲げる職員とする。
 - 行う機関で知事が定めるものに勤務し、一般職の職員の給与 に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」 という。) 別表第4研究職給料表の適用を受ける職員(その 属する職務の級が1級である職員を除く。)
 - (2) 「略]

- すべてに該当することとする。
 - (1) 条例第7条第4項の規則で定める職員の共同研究等(条 例第7条第4項に規定する共同研究等をいう。以下この条に おいて同じ。)への従事が、当該共同研究等の規模、内容等 に照らして、当該共同研究等の効率的実施に特に資するもの であること。
 - (2) 条例第7条第4項の規則で定める職員が共同研究等に おいて従事する業務が、当該職員の職務に密接な関連があ り、かつ、当該共同研究等において重要なものであること。
 - (3) 条例<u>第7条第4項</u>の規則で定める職員を共同研究等に 従事させることについて当該共同研究等を行う県以外の者 からの要請があること。
- 3 任命権者は、職員の退職に際し、その者の在職期間のうちに 3 任命権者は、職員の退職に際し、その者の在職期間のうちに 条例第7条第4項の規則で定める職員として共同研究等に従 事するため地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第27条及び 第28条の規定により休職にされた期間があった場合において、 当該休職に係る期間(その期間が更新された場合にあっては、 当該更新に係る期間。以下この項において同じ。) における当 該職員としての当該共同研究等への従事が前項各号に掲げる 要件のすべてに該当することにつき、任命権者において当該休 職前(更新に係る場合には、当該更新前)に知事の承認を受け ているときに限り、当該休職に係る期間について条例第7条第 4項の規定を適用するものとする。
- 4 条例<u>第7条第4項</u>の規則で定める給与は、所得税法(昭和40|4 条例<u>第6条の4第1項</u>の規則で定める給与は、所得税法(昭 年法律第33号) 第30条第1項に規定する退職手当等(同法第31 条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。)とする。
- 5 第3項の承認に係る共同研究等に従事した条例第7条第4 項の規則で定める職員は、当該共同研究等を行う県以外の者か ら前項に規定する退職手当等の支払を受けたときは、所得税法 第226条第2項の規定により交付された源泉徴収票(源泉徴収 票の交付のない場合には、これに準ずるもの)を任命権者に提 出し、任命権者はその写しを知事に送付しなければならない。

- 2 条例第7条第4項の規則で定める要件は、次に掲げる要件の2 条例第6条の4第1項の規則で定める要件は、次に掲げる要 件のすべてに該当することとする。
 - (1) 条例第6条の4第1項の規則で定める職員の共同研究 等(同項に規定する共同研究等をいう。以下この条において 同じ。)への従事が、当該共同研究等の規模、内容等に照ら して、当該共同研究等の効率的実施に特に資するものである こと。
 - (2) 条例第6条の4第1項の規則で定める職員が共同研究 等において従事する業務が、当該職員の職務に密接な関連が あり、かつ、当該共同研究等において重要なものであること。
 - (3) 条例第6条の4第1項の規則で定める職員を共同研究 等に従事させることについて当該共同研究等を行う県以外 の者からの要請があること。
 - 条例第6条の4第1項の規則で定める職員として共同研究等 に従事するため地方公務員法(昭和25年法律第261号)第27条 及び第28条の規定により休職にされた期間があった場合にお いて、当該休職に係る期間(その期間が更新された場合にあっ ては、当該更新に係る期間。以下この項において同じ。)にお ける当該職員としての当該共同研究等への従事が前項各号に 掲げる要件のすべてに該当することにつき、任命権者において 当該休職前(更新に係る場合には、当該更新前)に知事の承認 を受けているときに限り、当該休職に係る期間について条例第 7条第4項の規定を適用するものとする。
 - 和40年法律第33号) 第30条第1項に規定する退職手当等(同法 第31条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。)と する。
 - 5 第3項の承認に係る共同研究等に従事した条例第6条の4 第1項の規則で定める職員は、当該共同研究等を行う県以外の 者から前項に規定する退職手当等の支払を受けたときは、所得 税法第226条第2項の規定により交付された源泉徴収票(源泉 徴収票の交付のない場合には、これに準ずるもの)を任命権者 に提出し、任命権者はその写しを知事に送付しなければならな V,
 - 6 条例第6条の4第1項に規定する規則で定める休職月等は 次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休 職月等とする。
 - (1) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第55条の2第1 項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現 実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等(次号

及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。) 当該休職月等

- (2) 育児休業により現実に職務をとることを要しない期間 (当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月まで の期間に限る。)のあった休職月等 退職した者が属してい た条例第6条の4第1項各号に掲げる職員の区分(以下「職 員の区分」という。)が同一である休職月等がある休職月等 にあっては職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞ れその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の 1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるとき は、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職 した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がな い休職月等にあっては当該休職月等
- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務を とることを要しない期間のあった休職月等(前号に規定する 現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を 除く。) 退職した者が属していた職員の区分が同一である 休職月等がある休職月等にあっては職員の区分が同一である な休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に 数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に 1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあっては当該休職月等 (基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)
- 第3条の4 退職した者の基礎在職期間に条例第5条の2第2 項第2号から第19号までに掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における条例第6条の4第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、知事の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。
 - (1) 職員としての引き続いた在職期間(その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。)に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が 従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特 定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期 間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事 する職員
- (2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続い た在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職

務に従事する職員

(職員の区分)

第3条の5 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属す る月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月 ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定め る別表ア又はイの表の右欄に掲げるその者の当該各月におけ る区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属 していたものとする。この場合において、その者が同一の月に おいてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当してい たときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞ れに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属して いたものとする。

(調整月額に順位を付す方法)

- 第3条の6 前条(第3条の4の規定によりみなして適用する場 合を含む。) 後段の規定により退職した者が同一の月において 2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者 は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も 高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。
- 2 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その 者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先 順位とする。

(基本給月額に準ずる額)

- 第3条の7 条例第6条の5第2項に規定する一般職の職員の 基本給月額に準ずる額は、給料及び扶養手当並びにこれらに対 する地域手当の月額の合計額とする。
 - (条例第8条第2項第2号に規定する規則で定める者)
- 第3条の8 条例第8条第2項第2号に規定する規則で定める 者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算し て3月前までに当該非違を原因として地方公務員法第29条の 規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準 ずる処分を受けたものとする。

(賃金日額)

第5条 「略]

- 2 退職の月前6月に給与の全部又は一部を支払われなかった 場合における給与の総額は、前項の規定にかかわらず、次の各 場合における給与の総額は、前項の規定にかかわらず、次の各 号に掲げる額とする。
 - (1) 退職の月前6月において給与の全部を支払われなかっ た場合には、当該6月の各月において受けるべき基本給月額 (条例<u>第6条の5第2項</u>に規定する基本給月額をいう。以下 この項において同じ。)の合計額
 - (2) (3) 「略]

(賃金日額)

第5条 [略]

- 2 退職の月前6月に給与の全部又は一部を支払われなかった 号に掲げる額とする。
 - (1) 退職の月前6月において給与の全部を支払われなかっ た場合には、当該6月の各月において受けるべき基本給月額 (条例<u>第5条第3項</u>に規定する基本給月額をいう。以下この 項において同じ。) の合計額
 - (2) (3) 「略]

3 [略]	3 [略]
附則	附則
	(施行期日)
1 [略]	1 [略]
	(経過措置)
2~5 [略]	2~5 [略]
	(条例附則第26項ただし書の規則で定める額)
	6 条例附則第26項ただし書に規定する規則で定める額は、第
	3条の7各号に規定する給料の月額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則の次に次の1表を加える。

別表 (第3条の5関係)

ア 平成8年4月1	日から平成 18 年 3 月 31 日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表
第2号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた給与条例(以下「平成
	8年4月以後平成18年3月以前の給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属
	する職務の級が11級であったもの
	(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた市町村立学校職員の給
	与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の給与等
	条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの
	(3) 平成12年10月12日から平成18年3月31日までの間において適用されていた一般職の任期付研究員
	の採用等に関する条例(平成12年岩手県条例第62号。以下「平成12年10月以後平成18年3月以前の任期
	付研究員条例」という。) 第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で5号給の給料月額を受けてい
	たもの
	(4) 平成14年10月9日から平成18年3月31日までの間において適用されていた一般職の任期付職員の
	採用等に関する条例(平成14年岩手県条例第56号。以下「平成14年10月以後平成18年3月以前の任期付
	職員条例」という。) の給料表の適用を受けていた者で6号給の給料月額を受けていたもの
	(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの
第3号区分	(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属す
	る職務の級が10級であったもの
	(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与等条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属
	する職務の級が10級であったもの
	(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属す
	る職務の級が10級であったもの
	(4) 平成8年4月1日から平成17年3月31日までの間において適用されていた給与条例(以下「平成
	8年4月以後平成17年3月以前の給与条例」という。)の教育職給料表(2)又は教育職給料表(3)の適
	用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの
	(5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属
	する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの
	(6) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた給与条例(以下「平成
	17年4月以後平成18年3月以前の給与条例」という。)の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適
	用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの

- (7) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属す る職務の級が5級であったもののうち知事の定めるもの
- (8) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその 属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの
- (9) 平成14年10月以後平成18年3月以前の任期付職員条例の給料表の適用を受けていた者で5号給の 給料月額を受けていたもの

第4号区分

- (1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属す る職務の級が9級であったもの
- (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与等条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属 する職務の級が9級であったもの
- (3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属す る職務の級が9級であったもの
- (4) 平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)又は教育職給料表(3)の適用 を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの(第3号区分の項第 4号に掲げる者を除く。)
- (5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属 する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの(第3号区分の項第5号に掲げる者を除く。)
- (6) 平成17年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用 を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの(第3号区分の項第 6号に掲げる者を除く。)
- (7) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属す る職務の級が4級又は5級であったもののうち知事の定めるもの
- (8) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその 属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第8号に掲げる者を除く。)
- (9) 平成12年10月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けてい た者で4号給の給料月額を受けていたもの
- (10) 平成14年10月以後平成18年3月以前の任期付職員条例の給料表の適用を受けていた者で4号給の 給料月額を受けていたもの

第5号区分

- (1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属す る職務の級が8級であったもの
- (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与等条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属 する職務の級が8級であったもの
- (3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属す る職務の級が8級であったもの
- (4) 平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)又は教育職給料表(3)の適用 を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第4号及び第4号区分の項 第4号に掲げる者を除く。)
- (5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属 する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第5号及び第4号区分の項第5号に掲げる者を除 < 。)

- (6) 平成17年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第6号及び第4号区分の項第6号に掲げる者を除く。)
- (7) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの(第4号区分の項第7号に掲げる者を除く。)
- (8) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその 属する職務の級が3級であったもの
- (9) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその 属する職務の級が6級又は7級であったもの
- (10) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその 属する職務の級が6級であったもののうち知事の定めるもの
- (11) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与等条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの
- (12) 平成12年10月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で3号給の給料月額を受けていたもの
- (13) 平成14年10月以後平成18年3月以前の任期付職員条例の給料表の適用を受けていた者で3号給の 給料月額を受けていたもの

第6号区分

- (1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
- (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与等条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
- (3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
- (4) 平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)又は教育職給料表(3)の適用 を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事の定めるもの
- (5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事の定めるもの
- (6) 平成17年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用 を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事の定めるもの
- (7) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事の定めるもの
- (8) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその 属する職務の級が5級であったもののうち知事の定めるもの
- (9) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその 属する職務の級が6級であったもの(第5号区分の項第10号に掲げる者を除く。)
- (10) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与等条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち知事の定めるもの
- (11) 平成12年10月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で2号給の給料月額を受けていたもの
- (12) 平成14年10月以後平成18年3月以前の任期付職員条例の給料表の適用を受けていた者で1号給又

は2号給の給料月額を受けていたもの

第7号区分

- (1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
- (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与等条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
- (3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級、5級又は6級であったもの
- (4) 平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)又は教育職給料表(3)の適用 を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもののうち知事の定めるもの
- (5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもののうち知事の定めるもの
- (6) 平成17年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用 を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもののうち知事の定めるもの
- (7) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第6号区分の項第7号に掲げる者を除く。)
- (8) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその 属する職務の級が2級であったもの
- (9) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその 属する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第8号に掲げる者を除く。)
- (10) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその 属する職務の級が5級であったもの
- (11) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与等条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第10号に掲げる者を除く。)
- (12) 平成12年10月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で1号給の給料月額を受けていたもの
- (13) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた技能職員等の給与に関する規則(昭和32年岩手県規則第51号。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の規則」という。) の技能職等給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもののうち知事の定めるもの

第8号区分

- (1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの
- (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与等条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの
- (3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級、4級又は5級であったもの
- (4) 平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)又は教育職給料表(3)の適用 を受けていた者でその属する職務の級が1級又は2級であったもののうち知事の定めるもの
- (5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級又は2級であったもののうち知事の定めるもの
- (6) 平成17年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用

を受けていた者でその属する職務の級が1級又は2級であったもののうち知事の定めるもの

- (7) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事の定めるもの
- (8) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその 属する職務の級が1級であったもののうち知事の定めるもの
- (9) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその 属する職務の級が2級、3級又は4級であったもの
- (10) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその 属する職務の級が3級又は4級であったもののうち知事が定めるもの
- (11) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与等条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級、3級又は4級であったもの
- (12) 平成12年10月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受けていた者
- (13) 平成8年4月以後平成18年3月以前の規則の技能職等給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級、5級又は6級であったもののうち知事の定めるもの(第7号区分の項第13号に掲げる者を除く。)

第9号区分

第2号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分

- (1) 平成18年4月1日以後に適用されている給与条例(以下「平成18年4月以後の給与条例」という。) の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であるもの
- (2) 平成18年4月1日以後に適用されている市町村立学校職員の給与等に関する条例(以下「平成18年4月以後の給与等条例」という。) 行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であるもの

第2号区分

- (1) 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
- (2) 平成18年4月以後の給与等条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
- (3) 平成18年4月1日以後に適用されている一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「平成18年4月以後の任期付研究員条例」という。)第5条第1項の給料表の適用を受けていた職員で5号給の給料月額を受けていたもの
- (4) 平成18年4月1日以後に適用されている一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「平成 18年4月以後の任期付職員条例」という。)の給料表の適用を受けていた者で6号給の給料月額を受け ていたもの
- (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの

第3号区分

- (1) 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
- (2) 平成18年4月以後の給与等条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8 級であったもの
- (3) 平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの

- (4) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの
- (5) 平成18年4月以後の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4 級であったもののうち知事の定めるもの
- (6) 平成18年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち知事の定めるもの
- (7) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4級であったもののうち知事の定めるもの
- (8) 平成18年4月以後の任期付職員条例の給料表の適用を受けていた者で5号給の給料月額を受けて いたもの

第4号区分

- (1) 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
- (2) 平成18年4月以後の給与等条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7級であったもの
- (3) 平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
- (4) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受けていた者で その属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの(第3号区分の項第4号に掲げる者 を除く。)
- (5) 平成18年4月以後の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4 級であったもののうち知事の定めるもの(第3号区分の項第5号に掲げる者を除く。)
- (6) 平成18年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級 又は5級であったもののうち知事の定めるもの
- (7) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4級であったもの
- (8) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で4号給の給料月額を受けていたもの
- (9) 平成18年4月以後の任期付職員条例の給料表の適用を受けていた者で4号給の給料月額を受けて いたもの

第5号区分

- (1) 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
- (2) 平成18年4月以後の給与等条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6 級であったもの
- (3) 平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
- (4) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受けていた者で その属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第4号及び第4号区分の項第4号に掲げる 者を除く。)
- (5) 平成18年4月以後の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第5号及び第4号区分の項第5号に掲げる者を除く。)

- (6) 平成18年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級 又は5級であったもの(第4号区分の項第6号に掲げる者を除く。)
- (7) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3級であったもの
- (8) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6級又は7級であったもの
- (9) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6級であったもののうち知事の定めるもの
- (10) 平成18年4月以後の給与等条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6 級又は7級であったもの
- (11) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で3号給の給料月額を受けていたもの
- (12) 平成18年4月以後の任期付職員条例の給料表の適用を受けていた者で3号給の給料月額を受けて いたもの

第6号区分

- (1) 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
- (2) 平成18年4月以後の給与等条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
- (3) 平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
- (4) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受けていた者で その属する職務の級が3級であったもののうち知事の定めるもの
- (5) 平成18年4月以後の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3 級であったもののうち知事の定めるもの
- (6) 平成18年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級 あったもののうち知事の定めるもの
- (7) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5級であったもののうち知事の定めるもの
- (8) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6級であったもの(第5号の区分の項第9号に掲げる者を除く。)
- (9) 平成18年4月以後の給与等条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5 級であったもののうち知事の定めるもの
- (10) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で2号給の給料月額を受けていたもの
- (11) 平成18年4月以後の任期付職員条例の給料表の適用を受けていた者で1号給又は2号給の給料月額を受けていたもの

第7号区分

- (1) 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
- (2) 平成18年4月以後の給与等条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4 級であったもの

- (3) 平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
- (4) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受けていた者で その属する職務の級が2級又は3級であったもののうち知事の定めるもの
- (5) 平成18年4月以後の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2 級又は3級であったもののうち知事の定めるもの
- (6) 平成18年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第6号区分の項第6号に掲げる者を除く。)
- (7) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2級であったもの
- (8) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5級であったもの(第6号区分の項第7号に掲げる者を除く。)
- (9) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5級であったもの
- (10) 平成18年4月以後の給与等条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第9号に掲げる者を除く。)
- (11) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で1号給の給料月額を受けていたもの
- (12) 平成18年4月1日以後に適用されている技能職員等の給与に関する規則(以下「平成18年4月以後の規則」という。)の技能職等給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級又は6級であったもののうち知事の定めるもの

第8号区分

- (1) 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
- (2) 平成18年4月以後の給与等条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3 級であったもの
- (3) 平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級 又は4級であったもの
- (4) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受けていた者で その属する職務の級が1級又は2級であったもののうち知事の定めるもの
- (5) 平成18年4月以後の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1 級又は2級であったもののうち知事の定めるもの
- (6) 平成18年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事の定めるもの
- (7) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1級であったもののうち知事の定めるもの
- (8) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2級、3級又は4級であったもののうち知事の定めるもの
- (9) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3級又は4級であったもののうち知事の定めるもの
- |(10) 平成18年4月以後の給与等条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2

	級、3級又は4級であったもののうち知事の定めるもの	
	(11) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受けていた者	
	(12) 平成18年4月以後の規則の技能職等給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級、	
	4級又は5級であったもののうち知事の定めるもの(第7号区分の項第12号に掲げる者を除く。)	
第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者	

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年岩手県条例第 28 号。以下「一部改正条例」という。)附則第 2条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する規則で定める額は、一部改正条例による改正後の職員の退職 手当に関する条例(昭和 28 年岩手県条例第 40 号。以下「改正後の条例」という。)第5条の2第2項第2号から第19号までに 規定する在職期間において、改正後の条例第2条に規定する職員として在職していたものとみなした場合に、その者が一部改正 条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。
- 3 一部改正条例附則第3条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する規則で定める額は、前項に規定する給料月額とする。